○金融庁総務省告示第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁総務省告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年九月十八日から施行する。

令和八年九月十六日

金融庁長官　伊藤　豊
総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　北海道古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町及び余市郡赤井川村の区域 二　青森県東津軽郡今別町、同郡蓬田村、下北郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村及び三戸郡新郷村の区域 ［三～十一　略］ 十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、同郡鳴沢村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域 ［十三～二十三　略］ 二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村及び八重山郡竹富町の区域	一　北海道古宇郡神恵内村及び余市郡赤井川村の区域 二　青森県東津軽郡今別町、下北郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村及び三戸郡新郷村の区域 ［三～十一　同上］ 十二　山梨県南巨摩郡早川町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域 ［十三～二十三　同上］ 二十四　沖縄県島尻郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村及び八重山郡竹富町の区域
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百四十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（令和８年度第４次（９月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第５　歳入歳出年次総合計画

１　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）			財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）		
歳入	歳入額	一般財源	税	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
歳出															
１　地方	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108
２　地方譲与税	86,053	86,053	81,101	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729
３　地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983